

Q2.グループ・構成員について

グループ

Q2-1	採択された共通ルールを変更することができるか。
A	採択された共通ルールの変更は原則としてできません。やむを得ない事情による採択時の評価に影響を及ぼさない軽微な変更や、グループの共通ルールに変更を伴わない表現の適正化等については、グループ事務局より評価事務局へご相談下さい。
Q2-2	採択されたグループの「中小住宅生産者等」が交付申請を行うとあるが、これからグループに参加して交付申請ができるのか。
A	本事業はグループ募集と補助金交付申請の二段階の手続きを経て行われます。国土交通省が一定期間に本事業のグループ募集を行い、応募のあったグループの提案の中からその内容が良好であるものを選んで採択を行いました。グループ募集は終了していますが、採択されているグループの構成員として中小住宅生産者等（施工事業者）が認められ、所定の手続きを行えば本事業の参画は可能となります。 評価事務局にお問い合わせください。
Q2-3	グループに所属する施工事業者の活用実績はどのようにして確認できるのか。
A	グループ事務局申請ツールで、平成27年から令和4年までの活用実績を確認することができます。
Q2-4	グループ採択に関する計画変更申請により新規に追加する「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者が施工する住宅については、いつから着工が可能となるか。
A	計画変更申請により新規に追加された「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の施工事業者が補助対象となる住宅は、評価事務局へ計画変更申請書を提出した「計画変更申請」の受付期間終了日の翌日以降に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）が可能となります。 なお、本事業の要件等を満たしていない場合や、計画変更の申請内容が承認されない場合は、着工していても補助の対象となりません。

構成員

Q2-5	グループ構成員の追加はどのようにすればよいか。
A	グループ構成員の追加は、評価事務局の計画変更ツールより可能です。 詳細については、評価事務局のホームページで確認してください。

Q2-6	計画変更にてグループ構成員に追加され本事業へ参加することになった事業者は、どの段階で本事業の対象となるのか。				
A	<p>新規に追加されたグループ構成員が本事業に参加することができる時期は、</p> <p>a) 「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者</p> <p>b) 「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者以外 で異なります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">a)</td> <td> <p>「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者は、グループが構成員として認めた日以降にグループ構成員として参画することになりますが、着工については評価事務局へ当該事業者を追加する計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日以降に可能となります。</p> <p>なお、グループの配分額の範囲内での着工したものが対象となり、申請内容が承認されない場合は着工していても補助の対象外となります。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">b)</td> <td> <p>「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者以外の事業者は、グループが構成員として了承した後であれば、当該事業者を追加する計画変更の手続きより前であっても参画が可能となります。</p> <p>なお、「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者以外のグループ構成員への登録は、グループが構成員として認めた後に速やかに「計画変更申請」により行ってください。</p> </td> </tr> </table>	a)	<p>「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者は、グループが構成員として認めた日以降にグループ構成員として参画することになりますが、着工については評価事務局へ当該事業者を追加する計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日以降に可能となります。</p> <p>なお、グループの配分額の範囲内での着工したものが対象となり、申請内容が承認されない場合は着工していても補助の対象外となります。</p>	b)	<p>「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者以外の事業者は、グループが構成員として了承した後であれば、当該事業者を追加する計画変更の手続きより前であっても参画が可能となります。</p> <p>なお、「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者以外のグループ構成員への登録は、グループが構成員として認めた後に速やかに「計画変更申請」により行ってください。</p>
a)	<p>「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者は、グループが構成員として認めた日以降にグループ構成員として参画することになりますが、着工については評価事務局へ当該事業者を追加する計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日以降に可能となります。</p> <p>なお、グループの配分額の範囲内での着工したものが対象となり、申請内容が承認されない場合は着工していても補助の対象外となります。</p>				
b)	<p>「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者以外の事業者は、グループが構成員として了承した後であれば、当該事業者を追加する計画変更の手続きより前であっても参画が可能となります。</p> <p>なお、「VI. 施工（中小住宅生産者等）」の事業者以外のグループ構成員への登録は、グループが構成員として認めた後に速やかに「計画変更申請」により行ってください。</p>				

Q2-7	登録済みグループ構成員又はグループ事務局の社名変更や法人間の合併、会社再編等があった場合はどのようにすればよいか。
A	個別の案件ごとに対応が異なりますので、変更等の前の早い段階で評価事務局へお問い合わせください (振込口座名義変更、法人番号登録変更 等を含む)

Q2-8	補助金交付申請を行う住宅の施工事業者やグループの登録情報が変更になるが、補助金交付申請を行う際、別途手続きが必要か。
A	社名の変更等、登録済み構成員におけるグループ構成員又はグループ事務局の登録情報を変更する場合は、速やかに計画変更の手続き、評価ツールにて変更手続きを行ってください。 計画変更の手続きが未了の場合は、交付決定や額の確定にはなりません。